

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系高電導度ドレンサンプポンプ（B）用シール水供給弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	主タービン軸受金属温度記録計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
3	1号機	可燃性ガス濃度制御系（B）の再結合器内ガス温度指示計付制御器に動作不良（設定値調整不可）が認められたため、当該制御器を点検・修理	D	
4	3号機	主タービン前部軸受カバーの西側扉に開閉動作不良（ドアロック不可）が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
5	4号機	原子炉建屋地階トラス室内ドレンサンプポンプ（B-B）の点検において、シャフトの軸受部及びスリーブ部に摩耗が認められたため、当該シャフト及びスリーブを交換	D	
6	4号機	残留熱除去系原子炉頂部スプレイ弁の駆動部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	廃棄物処理系プリコートポンプの出口逆止弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口のサンプリング流量調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	所内用空気系レシーバタンク用ドレンラインの仮設ホース接続部より、水のリーク（連続滴下程度）が認められたため、当該接続部を点検・修理	D	
10	5号機	主タービングランドシール蒸気排風機の排ガス流量計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該流量計を点検・調整	D	
11	5号機	原子炉建屋2階の原子炉冷却材浄化系ポンプ室及び同系熱交換器室に、「常設」表示のない「常設物」及び「仮置き」表示のない「仮置き物品」があることを確認した旨、保安検査官に指摘されたため、対応検討（検査官気付事項）	C	
12	5号機	原子炉建屋3階の燃料プール冷却浄化系ポンプ室及び同系熱交換器室に、「仮置き」表示のない「仮置き物品」があることを確認した旨、保安検査官に指摘されたため、対応検討（検査官気付事項）	C	
13	6号機	廃棄物処理装置用所内蒸気戻り系配管に設置されているドレントラップ本体の上部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	プラント起動のための制御棒引抜き操作において、制御棒（30-31）を1ノッチ引抜き操作をした際、2ノッチ連続で引抜ける事象が発生したため、対応検討	C	
15	6号機	廃棄物処理建屋中央制御室に設置されているページング装置に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで